

改正

平成27年11月 1 日告示第118号

平成28年 3 月31日告示第78号

平成28年10月 3 日告示第199号

平成29年 3 月31日告示第54号

平成30年 4 月 1 日告示第60号

令和元年 8 月19日告示第83号

令和 2 年 4 月 1 日告示第56号

令和 4 年 4 月 1 日告示第44号

令和 5 年 4 月 1 日告示第43号

令和 7 年 4 月 1 日告示第 号

清水町中小企業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、町内の中小企業の競争力強化及び地域産業の活性化を図るため、事業の拡大及び経営基盤の安定化事業を実施する中小企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第 1 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。

(2) 新規創業者 事業を開始した日以降の期間が 5 年未満の個人又は設立の日以後の期間が 5 年未満の会社をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる中小企業は、町内に本社又は事業所（以下この条において「事業所等」という。）を有し、事業を営んでいる者であって町内の事業所等において次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 県外販路拡大支援事業

(2) 販売力促進支援事業

2 前項に定める者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者から除く。

(1) 町税等の滞納がある者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者

(3) 暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める者又はその他の反社会的勢力である者

（補助の対象及び補助率）

第4条 補助の対象及び補助率は、別表に定める事業区分に従いそれぞれ当該欄に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業は、中小企業支援補助金交付申請書（様式第1号）と誓約書兼町税納付状況確認同意書（様式第2号）に別表に定める事業区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

（交付条件）

第6条 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（変更申請）

第7条 補助金額の変更をする場合には、次の各号に掲げる書類を事前に町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画変更承認申請書（様式第3号）

(2) 契約書又は請書の写し

(3) その他町長が必要とする書類

（実績報告）

第8条 補助事業の実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）と別表に定める事業区分に従いそれぞれの当該欄に掲げる書類を添付して、町長に提出し

なければならない。

(請求の手続)

第9条 補助金の請求は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、清水町中小企業支援補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年11月1日告示第118号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則 (平成28年3月31日告示第78号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月3日告示第199号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成29年3月31日告示第54号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成30年4月1日告示第60号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年8月19日告示第83号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第56号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 改正前の清水町中小企業支援補助金交付要綱の規定により令和2年3月31日までに導入した設備については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日告示第44号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の清水町中小企業支援補助金交付要綱の規定により令和4年3月31日までに導入した設備については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年4月1日告示第43号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正前の清水町中小企業支援補助金交付要綱の規定により令和6年3月31日までに導入した設備については、なお従前の例による。